

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要

1. 趣旨

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）等の年金関係の手續における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 7 号の規定に基づく特定個人情報（番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供の求め及び提供をいう。）の開始に向けた準備として、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会（以下「組合」という。）が情報連携を活用した事務を実施するに当たって必要な、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）等の関係省令の整備を行うもの。

また、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（平成 23 年 1 月 31 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）等を踏まえ、高額介護合算療養費の支給の申請手續において、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を行い、被保険者の申請手續の簡素化等を図るため、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）が改正されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

2. 省令改正の概要

① 支払未済の請求書の記載事項への請求者の個人番号の追加

受給権者の死亡のときに受け取っていなかった年金については、支払未済として当該受給権者と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができることとされており、当該支払未済の請求の際は、当該受給権者とその遺族（請求者）が生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類を請求書に添付しなければならないこととされている。この点、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を活用した事務の開始後は、情報連携により当該生計同一関係に係る事実を確認することができる場合には、当該添付書類を省略する取扱いとすることを予定している。

このため、情報連携開始後に組合が支払未済の請求者に係る情報連携を実施することができるよう、支払未済の請求書の記載事項に請求者の個人番号を追加することとする。

② 遺族一時金、公務遺族年金及び旧職域加算遺族給付の裁定請求に係る住民票等の添付の省略

遺族一時金等の裁定請求の際、請求者は、死亡した組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その者によって生計を維持されていることを明らかにすることができる書類を請求書等に添付しなければならないこととされている。この点、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を活用した事務の開始後は、情

報連携により当該事実を確認できる場合には、当該添付書類を省略する取扱いとすることを予定している。

この点、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を活用した事務の開始後は、情報連携により当該生計維持関係を確認できる場合には、住民票及び所得証明書（非課税証明書）を省略する取扱いとすることを予定している。

③ 加給年金額の対象者がある場合の届書等の記載事項の追加

加給年金額対象者に関する届出を行う際、受給権者は、当該加算額対象者が受給権者によって生計を維持されていることを明らかにすることができる書類を請届書等に添付しなければならないこととされている。この点、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を活用した事務の開始後は、情報連携により当該事実を確認できる場合には、当該添付書類を省略する取扱いとすることを予定している。

このため、情報連携開始後に組合が加給年金額対象者に係る情報連携を実施することができるよう、請求書等の記載事項に加給年金額の対象者の個人番号を追加することとする。

④ 退職共済年金の裁定請求書に係る雇用保険被保険者番号の記載及び雇用保険被保険者証の添付の省略

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者は、退職共済年金の裁定請求の際、請求書に雇用保険被保険者番号を記載し、雇用保険被保険者証を添付しなければならないこととされている。この点、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を活用した事務の開始後は、情報連携により当該雇用保険被保険者番号を確認できる場合には、当該雇用保険被保険者番号の記載及び雇用保険被保険者証の添付を省略する取扱いとすることを予定している。

このため、情報連携開始後に組合が情報連携により雇用保険被保険者番号を確認できる場合に、当該雇用保険被保険者番号の記載及び雇用保険被保険者証の添付を省略できるよう、必要な規定の整備を行うこととする。

⑤ 高額介護合算療養費の申請方法の変更

被保険者は、高額介護合算療養費の支給を受けるに当たり、計算期間中に関係保険者の被保険者であった期間を有する場合には、事前に関係保険者に自己負担額証明書の交付申請を行った上で、基準日において申請者が被保険者として属している医療保険者（以下「基準日医療保険者」という。）に当該自己負担額証明書を添付して申請を行うことが必要とされている。

今般、基準日医療保険者に対する申請行為のみで高額介護合算療養費の支給を受けることができるようにするため、基準日医療保険者を經由して、関係保険者宛ての申請書を提出できるようにする等の所要の規定の整備を行う。

⑥ その他

①から⑤まで掲げるものにほかの所要の改正を行う。

3. 根拠条文

地方公務員等共済組合法第 146 条

4. スケジュール

公 布 日 : 平成 31 年 3 月 29 日